

安心してお使いいただくために

契約後も、定期的に専門員が訪問し、お手伝いの内容を変える必要があるか、このままでよいか、相談をします。

専門員や生活支援員は、あなたが安心して自分らしい生活が送れるように、あなたがどうしたいかを大切に、あなたが考えるためのお手伝いをします。

そのため、時には、あなたを支える支援者や支援機関等とも連携して、今後のあなたの生活に向けてアドバイスや提案をすることもあります。

わかりにくいことがあれば、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

〒661-0033 尼崎市南武庫之荘3-24-5
(福)尼崎市社会福祉協議会
安心サポート部
本部安心サポートグループ
(日常生活自立支援事業担当)
TEL:06-4950-9047
FAX:06-4950-9136

発行：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会
（神戸市中央区坂口通2-1-1 TEL:078-230-9290）



2026年3月版

日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)



こんなお悩みはありませんか？

役所の書類や福祉サービスについてどうしたらいいかわからない。



お金のやり取りや、預貯金の出し入れなど、お金の管理に不安がある。

通帳や印鑑、年金証書などをなくしてしまう。



日常生活自立支援事業では、あなたが安心して自分らしい在宅生活を送れるよう、社会福祉協議会があなたの生活やお金をまもるなどのお手伝いをします。



利用の対象者

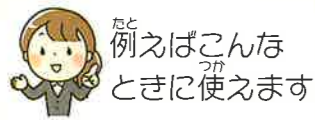
高齢や障害などにより、在宅で生活する上で、自分ひとりで日常生活の判断を行うことに不安がある方

※療育手帳や精神障害者保健福祉手帳はなくても大丈夫です。

サービスの内容

①福祉サービスの利用援助(基本事業)

福祉サービスを利用したいときに相談を受けたり、わからないことを説明したりします。また、利用手続きのお手伝いをします。



- ・ヘルパーさんに来てほしいけど、どこに相談したらいいかわからない。
- ・役所へ出す書類の書き方がわからない。

②日常的金銭管理サービス

計画的なお金の使い方を一緒に考えて、生活に必要なお金を金融機関で出し入れしたり、電気やガスなどの公共料金や家賃などの支払いのお手伝いをします。



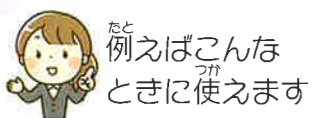
- ・領収書や請求書などの整理ができない。
- ・家賃や電気代、医療費などの支払いができない。
- ・年金が支給日に通帳に入っているか、一緒に確認をしてほしい。 ※債務整理等をお手伝いするものではありません。

③通帳・印鑑・公的書類の預かりサービス

通帳や公的書類などをお預かりすることができます。

預かれるもの

- ・50万円程度までの通帳
- ・金融機関の届出印
- ・年金証書や年金手帳などの公的書類で再発行が可能なもの など



年金証書をなくしてしまいそうで不安なので、どこか信用できるところに預けたい。

契約までの流れ

①相談

お住まいの地域の社会福祉協議会にご相談ください。相談内容についての秘密は守ります。相談は無料です。

②訪問・支援計画の策定

相談を受けた社会福祉協議会の専門員が複数回訪問し、お困りのことや今後の生活の希望などをお聞きします。相談しながら今後のお手伝いの内容を示した支援計画をつくりまします。

③契約

あなたと社会福祉協議会とでお手伝いの内容を取り決めます。これを契約といいます。

※この事業は契約してお手伝いをする制度です。そのため、契約内容を理解することが難しい場合は、利用できません。

④お手伝いの開始

契約を結んだら、社会福祉協議会の生活支援員が支援計画のとおりにお手伝いをします。

※契約後は利用料が必要です。利用料については各市町社会福祉協議会におたずねください。

